

堺市の児童養護施設入所児童についての調査報告

堺児童養護施設部会

制度検討委員会

*堺市と大阪府では H30 年 2 月に調査実施

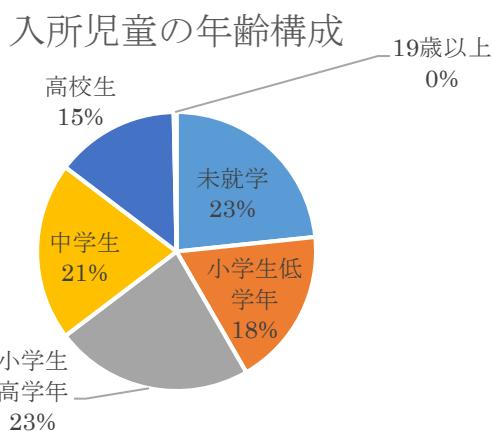
*全国調査は H25 年 2 月に実施

【1】堺市の児童養護施設への入所児童の特徴

(1) 基本情報

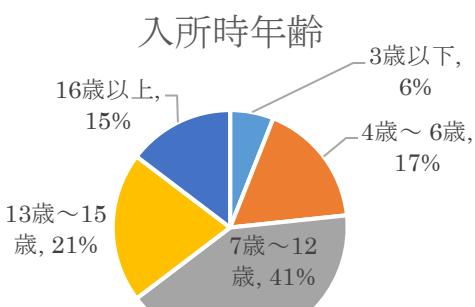
①入所児童数（人数）

	男	女	合計
未就学	37	33	70
小学生低学年	29	26	55
小学生高学年	39	30	69
中学生	33	29	62
高校生	22	21	43
19歳以上	0	1	1
合計	160	140	300



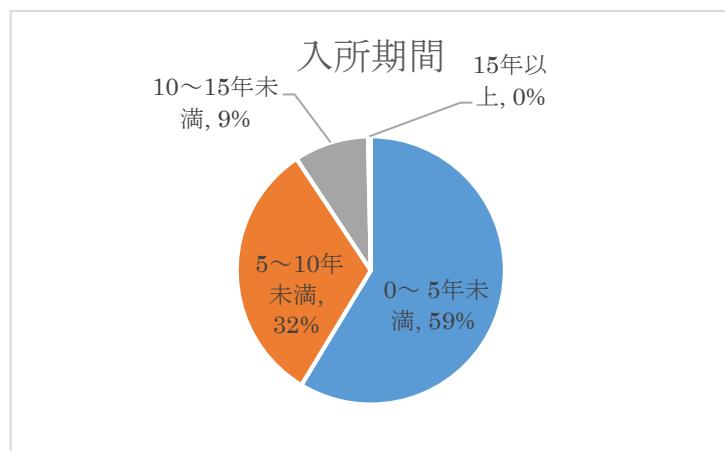
②入所時年齢（人数）

3歳以下	18
4歳～6歳	52
7歳～12歳	124
13歳～15歳	62
16歳以上	44



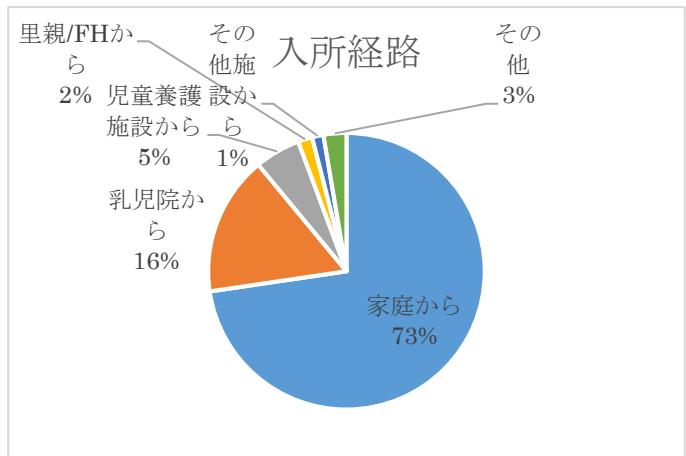
③入所期間（人数）

0～5年未満	176(58.7%)
5～10年未満	96(32%)
10～15年未満	27(9%)
15年以上	1(0.3%)



④入所経路（人数）

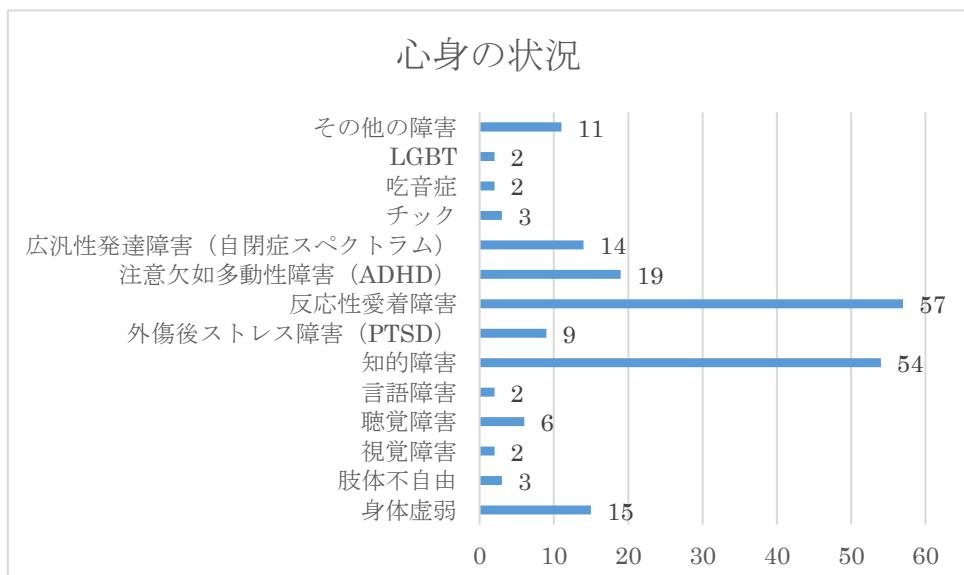
家庭から	218(72.7%)
乳児院から	49(16.3%)
児童養護施設から	16(6%)
里親/FHから	5(1%)
その他施設から	4(1%)
その他	8(3%)



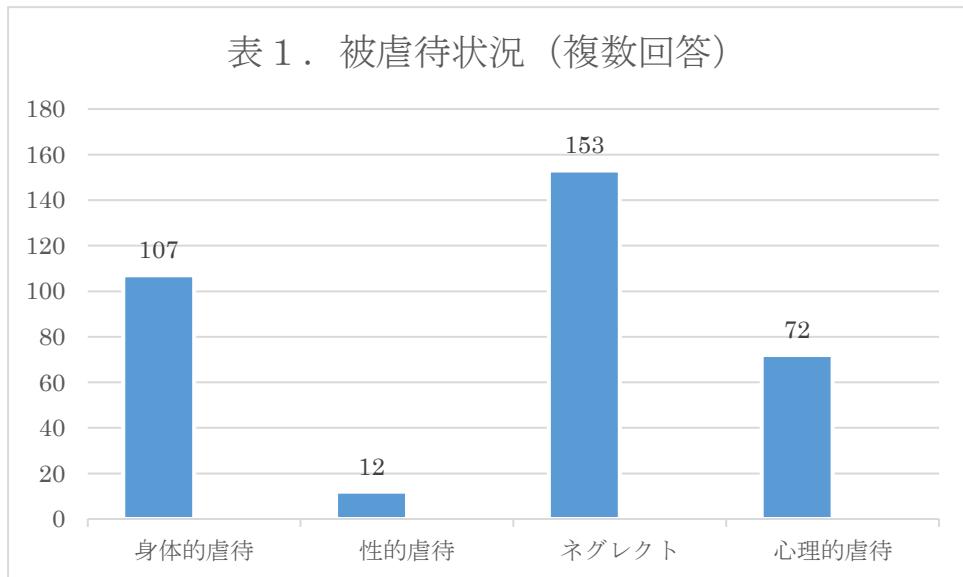
(2) 専門的対応・支援

①入所児童中、心身に障害を持つ児童の割合が多い。

本調査においては、堺市内入所児童の 48.7% (内 39% がアタッチメントに課題を抱えている) が何らかの障害を有している (全国集計では 28.5% 府内入所児童では 34.8%)。特に知的障害をもつ児童は 18% と非常に高い割合となっている。

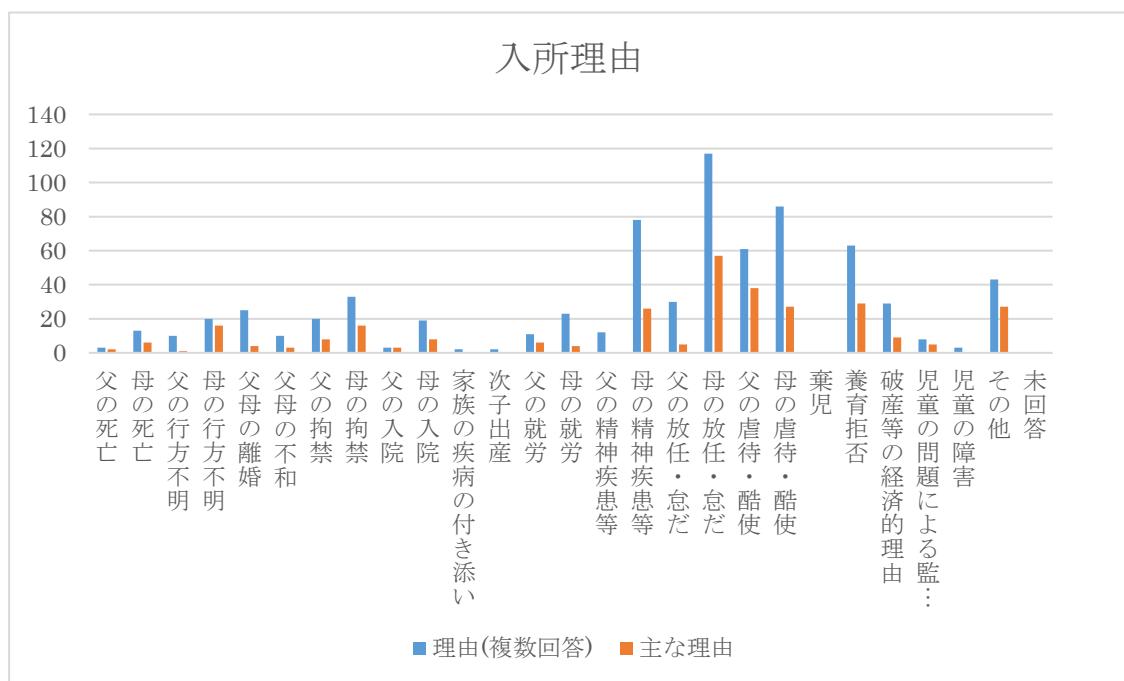


②入所児童の被虐待児の割合は、75%である。（内訳は以下の表1）
(全国では 59.5%、府内では 65.2%)



③入所理由（複数回答）

- ・父または母の放任・怠惰が 49.0%、父または母の虐待・酷使は 49.0%、父または母の精神疾患は 30%であり、主な理由としては、父または母の放任・怠惰が 20.7%、父または母の虐待・酷使は 21.6%、父または母の精神疾患は 8.7%とこれらを合わせると 50.9%と半数を超える。
- ・また、その内、母に起因しているものが、110 件 71.8%（全体の 36.7%）父母の行方不明や死亡、拘禁、養育拒否が 78 件 26%あり、深刻な傷つき体験をしている子どもは 76.9%にのぼる。



④問題行動、集中的・専門的支援の必要な児童の割合

- 特に支援に留意している点では、

精神的安定は 69.0%、心理的対応は 35.0%（全国 20.2%、府内 30.4%）、医療的対応は 19.3%（全国 9.9%、府内 13.0%）、行動上の問題は 36.7%（全国 12.6%、府内 26.1%）であった。

- 大阪府の独自調査による児童の入所期間中の問題行動については、

いじめ・挑発・いやがらせ・支配・威圧・・・116 人（38.7%）（府内 33.0%）

暴言・暴力…児童間 138 人（46.0%）（府内 34.6%）

対職員 111 人（37.0%）（府内 31.0%）

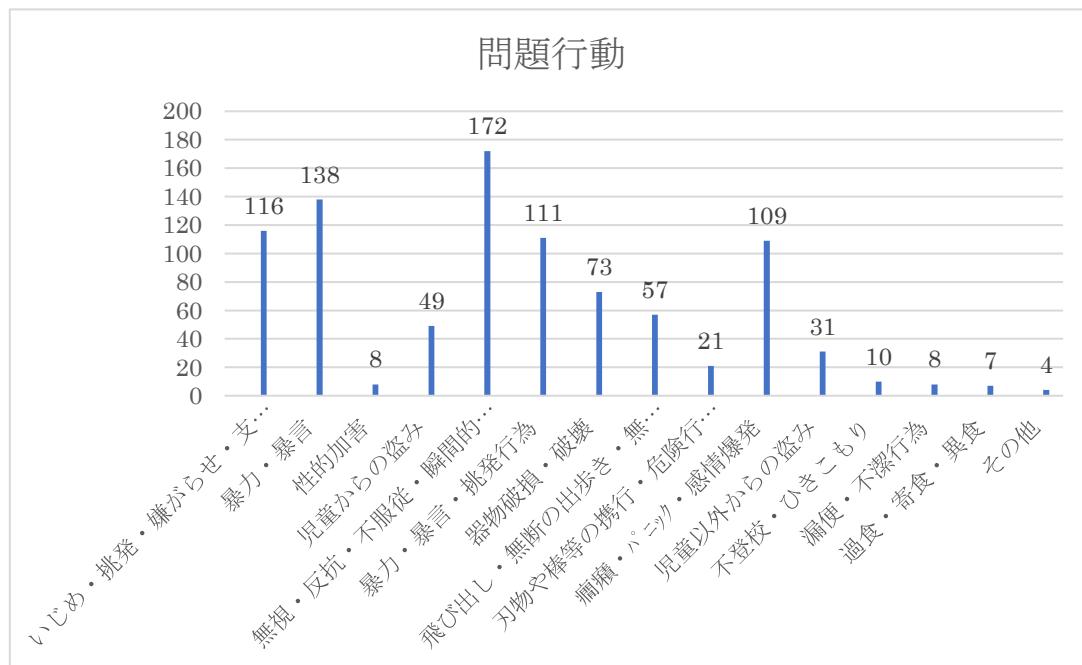
器物破損・破壊・・・73 人（24.3%）（府内 15.7%）

無視・反抗・不服従・反発・・・172 人（57.3%）

癪癪・パニック・感情爆発・・・109 人（36.3%）

・問題行動が 5 項目以上該当する児童は 88 人（29.3%）、知的障害が 54 人（18.0%）、被虐待後遺症（PTSD+反応性愛着障害）が 66 人（22.0%）、発達障害（ADHD/LD/ASD）が 34 人（11.3%）であった。

・問題行動が 3 項目以上ある児童は 138 人（46.0%）（府内 38.4%）であり、その年齢は 6 歳以下が 21 人（7.0%）で、7 歳～12 歳で 59 人（19.7%）、13 歳以上で 58 人（19.3%）であった。



（3）家庭との関係

①入所児童の 78.7%は保護者と何らかの交流があり、保護者・家族との関係が継続している児童が約 8 割であり、全く交流なしは 21.3%である。特に、一時帰宅している児童は 110 人（36.7%）である。

②入所期間 5 年未満の児童は 176 名で、全体の 58.7%

内、6 歳以下…69 人 (39.2%)、7 歳～12 歳…65 人 (36.9%)

13 歳～15 歳…21 人 (11.7%)、16 歳以上…20 人 (11.1%)

入所時年齢は、6 歳以下…186 人 (62%)

7 歳～12 歳…81 人 (27.0%)、13 歳～15 歳…25 人 (8.0%)、16 歳以上…8 人 (3.0%)

入所期間 5 年未満で、保護者と全く交流なしは、37 人 (21.0%) で、何らかの交流を続いている児童は 79.0%、一時帰宅をしているのは、60 人 (34.1%) である。

今後の見通しは、52.3%が保護者・親戚宅への復帰を見込んでおり、36.4%が自立まで施設での養育を見込んでいる。養子縁組、里親・ファミリーホームへの移行は 0.6%である。

③入所期間 5 年～10 年の児童は 96 人 (32.0%)

内、保護者と全く交流がないのは 14 人 (14.5%) で、何らかの交流を続いている児童は 85.5%、一時帰宅をしているのは、42 人 (43.8%) である。

④入所期間 10 年以上の児童は 28 人 (9.0%)。

内、保護者との交流なしは、13 人 (46.4%) であった。何らかの交流を続いている児童は 53.6%、一時帰宅をしているのは、8 人 (28.6%) である。

⑤家族との交流と児童の問題行動の関係

家族との交流がない児童で、問題行動のない児童は 17 人 (6.0%) (全体の問題行動のない児童は 83 人 (27.7%)、問題行動 3 項目以上は 36 人 (12.0%) で、全体では 138 人 (46.0%) であった。

(4) 保護者の状況、関係困難な保護者

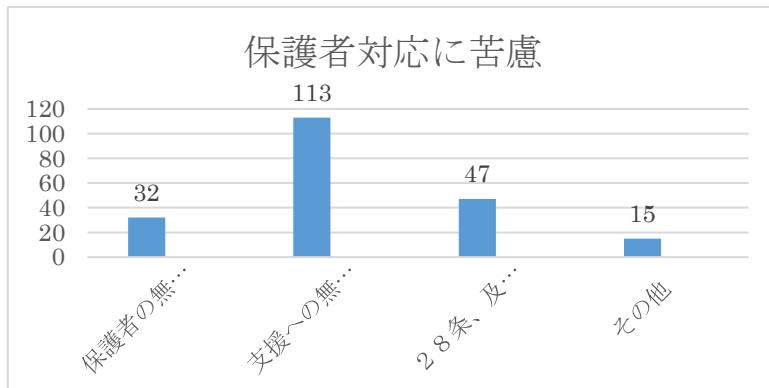
①保護者への対応に困難をきたしている状況 (複数回答可)

無理な要求や暴言・暴力など…32 (10.7%)

支援への無理解や非協力など…113 (37.7%)

28 条及び通信・面会の制限あり…47 (15.7%)

全体では、207 人 (69.0%) の保護者が職員との関係構築の困難さを抱えている。



【2】考察

平成29年度の調査によると、堺市内における児童養護施設入所児童の48.7%が心身に何らかの障害を有しており、全国(28.5%)、大阪府(34.8%)と比較しても群を抜いて高い割合となっている。その他の項目でも全国、大阪府と比較してもおおよそ堺市内の方が高い割合となっている。中でも、知的障害児の割合は18%であり、内閣府の平成30年版障害者白書による知的障害の有病率0.9%と比較すると、実に20倍となり、非常に高い割合となっている。さらに、ADHDやLD、ASDなどの発達障害の特性を持つ児童も11.3%(約34名)と入所児童の1割を超える有病率の2倍以上という高い割合となっている。このことは本来あれば知的障害児施設や児童心理治療施設への入所が検討されるような児童も児童養護施設に入所していることが関係していると考えられる。現状では個別対応職員や心理療法担当職員が配置されているが、それぞれ入所定員にかかわらず1名配置にとどまっており、さらなる配置が必要である。

また、入所児童における被虐待児の割合も75%と、全国(59.5%)、大阪府(65.2%)と比較しても10%以上高い結果が出ている。また、心身に障害のある児童のうち、39%がアタッチメントに課題を抱えており、入所児童全体で見てもその成育歴の中で被虐待体験やマルトリートメントの影響を強く受けていると考えられるPTSD・反応性愛着障害などトラウマ関連障害の特徴を持つ児童は22%である。そのため、これらの児童に対する入所後のケアにおいて、精神的(69.0%)・心理的(35.0%)・医療的(19.3%)対応・ケアなどの専門的支援を行っている。

つまり、他の地域の児童養護施設に比べて堺市内の児童養護施設で働く職員には高い専門性が求められ、それを実践するために施設内外での研修受講や施設内のOJTなどによる個人のスキルの向上だけでなく、定期的なスーパーヴィジョンやフィードバックの機会を通し、チームで対応・支援する力を高めている。

一方で、「いじめ・挑発・いやがらせ・支配・威圧」「暴言・暴力(対職員・児童間)」「器物損壊・破壊」「無視・反抗・不服従・反発」「癪癪・パニック・感情爆発」などの行動問題を呈する児童の割合は30%を超える結果となっており、その対応に苦慮し、疲弊する職員も増えているため、さらなる専門性やチームワークの向上、そしてメンタルヘルス対策、人材育成・確保は大きな課題となっている。

また、入所児童の保護者対応に関しても、「暴言・暴力」「無理解・非協力」「保護者との関係に制限」などを含め、69.0%の保護者との関係構築に困難を抱えている現状がある。また、保護者との交流がない児童で、行動問題がない児童はわずか6.0%に留まり、交流がない児童の実に94.0%が行動問題を呈している現状である。こういった状況を踏まえ、現在、児童養護施設には家庭支援専門相談員(1~2名)が配置されているが、施設の規模によっては数十件の困難な保護者対応を担うこととなり、十分な対応がなされているとは言い難い。前述の個別対応職員や心理療法担当職員などの専門職同様、追加の家庭支援専門相談員の配置が必要であり、かつ家庭支援の専門性の向上及び堺市子ども相談所との共同態勢をもって新養育ビジョンの示す「家庭養育(家族再統合)」を目指していく。

【3】まとめ

全国的にみても、堺市内の児童養護施設には多くの課題を抱えている児童が入所している現状がある。そのような状況において入所児童へ適切なケアを提供するために施設に求められるものは、厚生労働省の掲げる高機能化、多機能化を見据えた専門性の向上と人材育成、人員確保である。

ここで挙げる専門性とは、子どもの自立に向けた家庭的養育支援の中で、生活指導、教育、心理治療、家族再統合支援、トラウマケア、発達支援、関係機関連携、就労支援、自立訓練、学習支援などが含まれ、施設職員にはこれらのうち単一の専門性だけではなく、これらをうまく統合し、その時々の子どもの状態に合わせて使い分ける統合された専門性が必要となってくる。それは家庭内における養育と重なる部分は大きいが、職員集団によるインター・ディ・シ・プリナリーアプローチ（1つの目標に向かって専門家が相互連携してケアにあたる）は施設養育の大きな強みとなる。この強みを支えるものとして、施設では組織的責任と役割分担による支援を展開し、多職種による多様かつ客観的な視点からのアプローチが肝要である。また、施設には歴史的に積み上げてきた理念や経験があり、リスクアセスメントやリスクマネジメントを取りやすく、課題解決に向けて長期間の関わりを継続していくことが出来る。（高機能化）

また、今後は、地域へのアウトリーチ活動も踏まえたフォースタリング、養育者支援など、里親家庭や地域で養育困難を訴える家庭に対する支援を含めた取り組みが必要とされており、入所前、退所後の子どもや家庭への関わりのあり方について専門性を高めていくことが求められる。特に施設入所時からの継続した保護者支援は、保護者だけでなく子ども自身の育ちを支えるものとして機能し、成育歴からの連続性を持ったものとなる。これには施設職員との関係性だけでなく、子ども同士が育つ中で様々な葛藤や感情を抱えながらも、それに向き合い、修復していく過程が含まれており、複数の専門職のいる施設という大きな器で子どもを支える事が可能となる。（多機能化）

今後、堺市内において小規模化・地域分散化を進めていく中で、新養育ビジョンの示す本体施設を4人×4ホームをすると、堺市内には定員6名の地域小規模児童養護施設が40か所以上となる。現状として、そこまでの地域資源が得られない事や、小規模施設の特性に合った児童ばかりでないという問題もある。小規模化された中で重篤な児童の割合が増えれば増えるほど、支援が困難となり、10名程度の小集団の中で子ども同士の関係性に支えられるような環境が必要な児童には、小規模化された濃密な人間関係の中ではさらなる不適応行動を誘発してしまう可能性すらあると考えられる。（小規模化における課題）

最後に、人材育成及び人員確保について児童養護施設分野でかなり大きな課題となっており、特に保育士・指導員の確保においては困難を極めている。そんな中で保育分野では、働く保育士に対して「子ども・子育て支援新制度」や「宿舎借り上げ支援事業」、さらには各自治体での保育士への待遇改善が進んでおり、施設で働く保育士の待遇との間に大きな差が生まれている。今後、高機能化、多機能化、小規模化を中心とした推進計画（10か年）を進めていく上で、職員数の確保は急務となっており、施設職員（保育士・指導員）を目指す者たちへの待遇改善を行っていくための財源確保は必須である。それと同時に、現職の職員が安心して働く環境つくりは組織的に求められており、メンタルヘルス対策を講じたり、異業種間との待遇差が少なくなるような経済的支援や待遇改善が必要だと考えられる。